

## ○白髭隧道内における消防活動覚書

第1条 白髭隧道内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 白髭隧道内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長または消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により、災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により、災害の発生を覚知したとき、または第1次出動隊からの現場速報により、事故の種別および規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡をとり対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

2 多数傷者事故が発生した場合は、前項に定めるものにかかわらず、四者協力して措置を講ずるものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長（消防署長）が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定するものとする。なお、「白髭隧道内における消防活動覚書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長